

# 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
ほたか「たくましく活力あるまちづくり」計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
長野県、南安曇郡穂高町
- 3 地域再生計画の区域  
長野県南安曇郡穂高町の全域

## 4 地域再生計画の目標

町域の西部3分の2は、中部山岳国立公園を主体とした山岳地帯で、その山麓は、分収造林を中心とした林業生産地とアカマツ天然林の中にある別荘地を形成しています。東部3分の1は、海拔600m前後の扇状地を形成し、「安曇野」と呼ばれる穀倉地帯を有し、自他ともに認める山紫水明のまちです。

西部の山麓地域には、森林資源を利用した「烏川渓谷緑地」、「農業活性化施設」、東部には、主要な特用林産物であり観光地でもある「ワサビ田」が広がっています。

前述のとおり、穂高町の魅力は雄大な山岳景観と田園風景にあります。近年の少子高齢化による農林業の低迷や、都市化による農地の宅地化、別荘開発による森林の伐採など、損なわれつつある自然景観の保全が課題となっております。

このため、本計画により道路（町道、林道）の整備、森林遊歩道の整備などを行い森林整備の促進を図り、森林の多面的機能の高度発揮、森林資源の活用を図ります。

また、ネットワークの整備により、地域住民による「農業活性化施設」の利便性の向上、経営安定化支援体制整備事業の利用による「ワサビ」生産振興など、住民の活力ある農林業、観光等の振興を図ります。

（目標1）農林業施設へのアクセス改善

（森林区域から基幹木材集荷施設まで45分 40分）

（目標2）農林業の振興（過去5ヵ年平均森林整備量（主に間伐）の7%増）

## 5 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

牧地区にある林道北沢線（平成1年4月1日承認）の舗装を行い、森林への

アクセスを確保し、適正な森林整備の促進を図る。また、町道西穂高 451 号線（平成 2 年 3 月認定）を整備することで、山麓地域を横断する山麓線（通称）と広域農道とのアクセス改善を図る。これと併せて、ワサビ生産の振興や森林遊歩道の整備を行い、農林業の振興、地域道路ネットワークの一体的な改善を図る。

( 5 - 2 ) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業  
道整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域） 実施主体]

- ・ 林道（穂高町） 穂高町
- ・ 町道（穂高町） 穂高町

[事業期間]

- ・ 林道（平成 17 ~ 18 年度）町道（平成 19 年度）

[整備量及び事業量]

- ・ 林道 1.2 km 町道 1.4 km
- ・ 総事業費 42,000 千円  
林道 28,800 千円（内交付金 14,400 千円）  
町道 14,000 千円（内交付金 7,000 千円）

( 5 - 3 ) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「たくましく活力あるまちづくり」を達成するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとします。

ふるさと林道緊急整備事業

林道北沢線の法面改良を行い、通行の安全を図り、森林整備を促進させる。

経営安定化支援体制整備事業

穂高町の主要な特産物であるワサビ生産の振興をはかり、地場産業の活性化、雇用の創出等を図る。

森林遊歩道整備事業（町単独）

森林内の古道等を整備することで、森林整備の促進を図ると共に、自然と触れあえる場所として活用を図る。

農業活性化施設の活用

新鮮で安全な農産物及び加工品の提供、開発を行い、都市と農村の交流の場として活用することにより、地域農業の振興を図る。

6 計画期間

平成 17 年度 ~ 19 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4の地域再生計画の目標については、計画作成主体が計画終了後に必要な調査を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし